

施策143 支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

平成27年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標は目標をほぼ達成し、活動指標についても平均85%以上達成できていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
福祉サービス利用援助を活用する人数		1,150人	1,250人		1,350人	1,450人
	1,026人	1,149人	1,248人	0.998		

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数
26年度目標値の考え方	事業の円滑な推進に努めた結果、平成25年度の目標値はほぼ達成できました。平成26年度においては、平成27年度の目標達成に向けて、100人の増加をめざして目標値を設定しました。

活動指標						
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14301 地域福祉活動と権利擁護の推進（健康福祉部）	民生委員・児童委員活動件数		530,000件	541,000件		551,000件
		519,755件	545,951件	6月確定		562,000件

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14302 福祉分野の人才確保・養成 (健康福祉部)	介護関係職の求人充足率	25.6%	29.2%	32.8%	0.62	36.4%
			22.6%	20.4%		40.0%
14303 福祉サービスの適正な確保 (健康福祉部)	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	78.6%	79.0%	79.5%		80.0%
			79.3%	6月確定		80.5%
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部)	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	45件 22件	70件	1.00	95件	120件
			51件			
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	生活困窮者等の就労・増収達成率	50.0% (23年度) 41.9% (22年度)	50.0% (24年度)	50.0% (24年度)	0.84	50.0% (25年度)
			44.2% (23年度)	42.2% (24年度)		50.0% (26年度)
14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)	戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,145人 1,122人	1,145人	1,145人	0.95	1,145人
			1,096人	1,093人		1,145人

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,700	4,638	4,877	3,814	
概算人件費 (配置人員)		514 (57人)	487 (53人)		

平成25年度の取組概要

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援
- ②市町職員等を対象とした成年後見制度に関する研修会を実施（参加者数54人）
- ③県福祉人材センターにおいて無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア（3回）、福祉職場インターナンシップ等の福祉・介護人材確保事業を実施
- ④社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導（指導監査43法人322施設、実地指導226事業所、継続した改善指導8法人）
- ⑤ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業（37回）や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン（40回）、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼を実施
- ⑥生活保護制度による被保護世帯への支援（平成26年2月時点 保護率9.6%、生活保護世帯13,130世帯、生活保護受給者17,668人）
- ⑦平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けた福祉事務所設置市町への情報提供及び県所管区域（福祉事務所を設置していない町）における実施事業・体制を検討
- ⑧県戦没者追悼式の開催、政府主催の全国戦没者追悼式への本県遺族の参加（県戦没者追悼式863人、全国戦没者追悼式184人）

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援しましたが、今後も当事業の利用者の増

加が見込まれることから、それに対応できる実施体制を確保する必要があります。

- ②県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業と離職者等を対象にした就労支援事業により、平成25年度に501人の就職（内定）が決定しましたが、介護保険施設等の施設整備が進められるなかで、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。
- ③介護保険・障害福祉サービス事業者への実地指導については、苦情・通報等のある事業所を対象に実施しているため、全法人を対象とした集団指導の見直しを行い、法人単位から事業所単位に参加者を拡大しました。今後とも、集団指導を充実させていく必要があります。
- ④社会福祉法人の指導監督権限の一部が、平成25年度から市に移譲されたことに伴い、市担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、県と市の連絡調整等を図るため、県市連絡会議を開催しました。今後も市との連携が必要となっています。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数及び、「おもいやり駐車場」の登録届出数が増加するなど、着実に当制度が定着しつつあるほか、利用証の取得者に対するアンケートで、8割近くの方が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答し、制度の導入効果が認められました。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることから、引き続き利用証を持たない方に対する啓発を進める必要があります。
- （「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用交付者数 19,061人、「おもいやり駐車場」の登録届出数 1,889施設、3,781区画 ※累計）
- ⑥平成23～26年度を計画期間とする第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について、引き続きプランの進捗状況を検証するとともに、第3次推進計画の策定作業を行う必要があります。
- ⑦生活保護の保護率が高止まりしている中で、必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しながら、就労による自立の促進、不正受給対策の強化等を図っていく必要があります。
- （保護率 25年4月 9.7%、26年2月 9.6%）
- また、生活保護世帯の子どもが、大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止が課題です。
- ⑧平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、法施行時の実施事業や体制について、福祉事務所設置市町と協議を行っていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域で安心して生活することができるよう、県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を引き続き支援します。
- ②福祉・介護人材の確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を実施します。
- ③介護保険・障害福祉サービス事業者に対する集団指導について、より指導効果を高めるため、開催時期や開催場所の見直しを行い、法制度の理解と法令遵守の意識啓発に努めます。
- ④社会福祉法人・施設の指導監査等については、県市連絡会議を継続し、指導監査の合同実施等、市との連携を図りながら、社会福祉法人・施設の適正な運営を指導していきます。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発活動やユニバーサルデザイン研修などの取組を通じ企業等との連携をさらに深め、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりや、地域における自主的、自律的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を支援します。
- ⑥第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の進捗状況を検証するとともに、「障害

者差別解消法」の制定など、ユニバーサルデザインをとりまく社会の変化を踏まえ、平成27～30年度を計画期間とする第3次推進計画を策定します。

⑦7月から本格施行される生活保護法改正に、県内福祉事務所が適切に対応できるよう指導・支援を行うとともに、就労による自立の促進、不正受給対策の強化等を図っていきます。また、引き続き、「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の中学生の高校進学を支援する学習支援モデル事業に取り組みます。

○⑧平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて、モデル事業実施の調整や法施行時の実施事業や実施体制について福祉事務所設置市町と協議を行っていくとともに、県所管区域（福祉事務所を設置していない町）における実施事業や実施体制について検討していきます。

*「○」の着いた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。